

事務連絡
令和5年4月19日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

令和5年5月10日以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する
調査報告依頼について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等については、「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和2年4月26日付け事務連絡）により、各都道府県から毎週ご報告いただいております。「第23回目以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和2年9月29日付け事務連絡）により、第23回（令和2年9月30日（水）0時時点）以降の報告は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を用いてご報告いただいております。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療体制について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け事務連絡）においてお示ししているとおり、各都道府県による「移行計画」の策定、設備整備等の支援を通じて、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなりますが、移行期間中、感染状況等に応じた医療提供体制が適切に確保されているか、また医療負荷及び移行状況を確認する必要があり、位置づけ変更後も本事務連絡に基づき、週一回、期日までにご報告をお願いします。

については、各都道府県におかれましては、管内の保健所設置市及び特別区並びに医療機関等と連携の上、下記のとおりご対応いただくようお願いいたします。

また、ご報告いただく調査結果については、公表を前提に取り扱うことを申し添えます。

なお、本事務連絡における下線部分は、従前の取扱いから変更が生じる点についてお示しする趣旨であることを、申し添えます。

記

1. 調査内容

1-1. 新型コロナウイルス感染症患者の療養状況について

(1) 入院者数

①-1：調査時点で、病院又は診療所に入院している者の数

※ ①-2と①-3を合計した数と一致する。

①-2：①-1のうち、確保病床に入院している者の数

※ 確保病床（自都道府県の病床確保計画に位置づけられた、受入要請があれば患者受入を行うことについて医療機関と調整済みの病床をいう。以下同じ。）に入院している者の数は、個々の確保病床を有する医療機関における入院患者数を、当該医療機関の確保病床数を上限に計上し、これらを合計した数とすること。

なお、ここでいう確保病床数は、必ずしも現時点のフェーズの即応病床数を指すものではないことに留意すること。

※ 確保病床に入院している者の数を確保病床数で除した割合を、「確保病床使用率」として公表する。

①-3：①-1のうち、確保病床外に入院している者の数

※ ここでいう「確保病床外に入院している者」とは、確保病床を有する医療機関において確保病床以外の病床で入院している者や、確保病床を有しない医療機関で入院している者などが考えられる。

②-1：①-1のうち、重症者の数

※ 重症者とは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「重症」に分類される、「ICUに入室又は人工呼吸器が必要」な者とする。

※ ここでいう「ICUに入室が必要」とは、診療報酬上の定義により「特定集中治療室管理料」、「救命救急入院料」、「ハイケアユニット入院医療管理料」、「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」、「小児特定集中治療室管理料」、「新生児特定集中治療室管理料」、「総合周産期特定集中治療室管理料」又は「新生児治療回復室入院管理料」の区分にある病床での治療が必要な患者のことを指すものとする。

※ ②-2と②-3を合計した数と一致する。

②-2：②-1のうち、重症者用病床たる確保病床に入院している重症者の数

※ 重症者用病床とは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「重症」分類と同様、単なる病床の区分で判断するのではなく、「ICUに入室又は人工呼吸器が必要」な重症者の治療ができる設備・医療従事者の体制が確保されている病床を重症者用病床とすること。

※ 重症者用病床たる確保病床に入院している者の数は、個々の確保病床を有する医療機関における入院患者数を、当該医療機関の確保病床数を上限に計上し、これらを合計した数とすること。

なお、ここでいう確保病床数は、必ずしも現時点のフェーズの即応病床数を指すものではないことに留意すること。

※ 重症者用病床たる確保病床に入院している者の数を重症者用病床たる確保病床数で除した割合を、「重症者用病床の確保病床使用率」として公表する。

②-3：②-1のうち、重症者用病床たる確保病床外に入院している者の数

※ ここでいう「確保病床外に入院している者」とは、確保病床を有する医療機関において確保病床以外の病床で入院している者や、確保病床を有しない医療機関で入院している者などが考えられる。

(2) 宿泊療養者数（宿泊療養施設で療養を行っている患者の数）

調査時点で、宿泊療養施設での療養（以下「宿泊療養」という。）を行っている者の数

(3) 社会福祉施設等療養者数（社会福祉施設等で療養を行っている患者の数）

調査時点で、入院者数又は宿泊療養施設療養者数に計上されていない者のうち、高齢者施設等又は障害者施設で療養している者で都道府県において把握しているものの合計の数

1-2. 新型コロナウイルス感染症患者の病床数等について

(1) 病床確保状況について：

① 病床確保計画における現在のフェーズ

② 現在のフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能又は既に受入を行っている病床数（即応病床数）

(2) 重症者用病床の確保状況について：

① 病床確保計画における現在のフェーズ

② 現在のフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能又は既に受入を行っている重症者用病床数（即応病床数）

※ 重症者用病床とは、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」の「4. 重症度分類とマネジメント」で示されている「重症」分類と同様、単なる病床の区分で判断するのではなく、「ICU に入室又は人工呼吸器が必要」な重症者の治療ができる設備・医療従事者の体制が確保されている病床を重症者用病床とすること。（再掲）

(3) 宿泊療養施設の確保状況について

- ① 宿泊療養施設確保計画における現在のフェーズ
- ② 現在のフェーズにおいて、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、即時患者受入れを行うことが可能又は既に受入を行っている宿泊療養施設居室数（即応居室数）

※ 居室数については宿泊療養者が入室可能な室数のみを計上し、ゾーニングやスタッフの待機室等により、実際に宿泊療養者が使用しない居室は含まないこと。

2. 回答方法

- 調査時点は、令和5年5月10日水曜日0時時点とし、これ以降毎週水曜日0時時点とします。なお、見直しを行った項目の中で、直ちに報告が難しいものがある場合は、個別にご相談ください。
- 「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」にてご報告ください。
- G-MISの入力方法については、厚生労働省ホームページに掲載しているマニュアル <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000720471.pdf> をご参照ください。

3. 報告に当たっての留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県からまとめてご報告をお願いします。
- 令和5年5月9日火曜日21:00～23:00の日程で、システム改修を行います。改修前に入力した情報は、入力した情報がシステムに反映されないことが想定されます。そのため、改修前に、令和5年5月10日水曜日0時時点の情報についてご報告いただくことは、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

以上